

子宮頸がんワクチン定期接種、 キャッチアップ接種のお知らせ

子宮頸がん予防接種は、厚生労働省の通知により、平成25年6月から積極的な接種勧奨を差し控えてきましたが、令和4年度からは対象者の皆様への個別勧奨を再開しています。今年度の接種対象は、以下の方です。

【定期接種について】	
対象	小学校6年生～高校1年生相当までの女性（平成19年4月2日～平成24年4月1日生）
期間	高校1年生相当年齢になる年度の3月31日まで
接種回数	下記の表をご覧ください。 定期接種対象の方には、6月中にお知らせと予防接種券を送付しています。
【キャッチアップ接種について】	
対象	平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの女性で、16歳となる日の属する年度の末日までに（定期接種の期間内に）子宮頸がん予防接種を規定の接種回数受けていない方
期間	令和7年3月31日まで
接種回数	下記ワクチンの接種回数のうち未接種回数分（公費接種、自費接種を問いません）
	●今年度、高校2年生相当の方には、6月中にお知らせを送付しています。
	●2価・4価ワクチンの予防接種券をお持ちの方で、9価ワクチンを接種希望の方は、専用の予防接種券と交換しますので、役場保険健康課へお越しください。（持参物：母子健康手帳、2価・4価ワクチンの予防接種券）

予防接種ワクチンの種類、接種回数について

ワクチンの種類	2価ワクチン (サーバリックス)	4価ワクチン (ガーダシル)	9価ワクチン (シルガード9) ※令和4年度から定期接種化されました
接種回数	3回		(初回接種が15歳以上の場合) 3回 (初回接種が15歳未満の場合) 2回

子宮頸がん予防接種Q&A

- Q** この予防接種は子宮頸がんをどれくらい予防してくれるの？
A 予防接種により子宮頸がんの**50～70%を防ぐ**と言われています。
- Q** 予防接種を受けたら、子宮頸がん検診は受けなくてもいい？
A 予防接種は子宮頸がんを完全に防ぐものではありません。ワクチンを接種しても**20歳を過ぎれば2年に1度の子宮頸がん検診**を受け、早期発見・治療に努めましょう。
- Q** 既に2価（または4価）ワクチンを接種した。残り回数を9価ワクチンで接種することはできますか？
A 原則として同じ種類のワクチンを接種することをお勧めしますが、**医師と相談の上**、残りの接種回数を9価ワクチンで接種することもできます。
- Q** ワクチンを接種したら副反応はありますか？
A 接種後に見られる主な副反応として、発熱や接種した部位の痛みや腫れなどがあげられます。接種を受けた部分の痛み（疼痛）は、50%以上の頻度で発生するとされていますが、多くの場合は数日程度でおさまります。

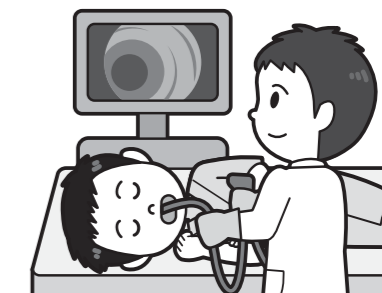
問合せ 役場保険健康課 ☎820-1504

胃がん検診(胃内視鏡検査)・子宮頸がん検診・乳がん検診を 医療機関で受けることができます

坂町が委託している医療機関で下記の検診を受けることができます。

検診の種類	対象	助成券を利用した場合の自己負担額		助成券を利用しない場合の自己負担費用
		課税世帯	非課税世帯	
胃がん検診※ (胃内視鏡検査)	50歳以上の方 (2年に1回)	4,800円	2,400円	約16,000円
乳がん検診	40歳以上の女性	2,880円	無料	約9,600円
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	2,390円	無料	約8,000円

※胃内視鏡検査受診者は、令和5年度中の坂町住民総合健診での胃バリウム検査を受けることはできません。
 また、令和4年度に受診された方は、対象になりません。



受診方法

- ①個別がん検診費用助成券申請書を提出してください。
- ②委託医療機関に予約し、検診を受けてください。委託医療機関は、申請時にお渡しする一覧表または坂町ホームページでご確認ください。
- ③検診後、医療機関から検診結果（必要な方には、精密検診紹介状）が通知されます。

申請場所 役場保険健康課、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンター
 ※役場保険健康課以外で申請した場合、助成券は後日受け取りとなります。

持参物 印鑑、本人確認の書類（マイナンバーカードや健康保険証等）
 ※代理の方が申請する場合、受診者の本人確認の書類と代理の方の印鑑・本人確認の書類も必要です。

受診期間 令和6年3月31日まで

検診料金の減免について

非課税世帯の方は、事前に申請されると自己負担金減免証明書を発行します。

申請場所 役場保険健康課、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンター
持参物 印鑑、本人確認の書類（マイナンバーカードや健康保険証等）
 ※同一世帯以外の方が申請される場合は、委任状が必要です。

★がん検診統計のため、検診結果等は医療機関から保険健康課へ報告されます。

問合せ 役場保険健康課 ☎820-1504 保健センター ☎885-3131